

消費者庁

消費者庁における政策評価の結果及びこれらの政策への反映状況

(事前評価)

該当する政策なし

(事後評価)

表1 一般分野の政策を対象として評価を実施した政策(実績評価方式)(令和5年8月31日公表)

政策ごとの評価結果については、政策評価ポータルサイト

(https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/portal/index/caa_h24.html) 参照

No.	政策の名称	反映状況	政策評価の結果の政策への反映状況
1	【施策(1)】 消費者政策の企画・立案・推進及び調整	引き続き推進	<予算要求> ・インターネット消費者取引に関する実態調査を実施するため、令和6年度概算要求(13百万円)を行った(令和5年度予算額:13百万円、令和6年度予算案額:13百万円)。 ・消費者財産被害事案への対応を継続的に推進するため、令和6年度概算要求(26百万円)を行った(令和5年度予算額:26百万円、令和6年度予算案額:26百万円)。 ・消費者行政の総合的調整対応を継続的に推進するため、令和6年度概算要求(58百万円)を行った(令和5年度予算額:51百万円、令和6年度予算案額:71百万円)。 ・法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律の適切な運用のため、令和6年度概算要求(70百万円)を行った(令和5年度予算額:77百万円、令和6年度予算案額:70百万円)。 ・取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護のための取組を効果的かつ円滑に行うため、令和6年度概算要求(111百万円)を行った(令和5年度予算額:115百万円、令和6年度予算案額:111百万円)。 (※)令和5年7月1日付けで取引対策課(消費者取引対策の推進)に所管替えがなされている。 <機構・定員要求> ・法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律の適切な運用のため、令和6年度定員要求において10名(課長補佐級6名、係長級4名)の見直し期限の解除を要求
2	【施策(2)】 消費生活に関する制度の企画・立案・推進	引き続き推進	<予算要求> ・消費生活に関する制度の企画・立案・推進のため、令和6年度概算要求(199百万円)を行った(令和5年度予算額:112百万円、令和6年度予算案額:163百万円)。

			<機構・定員要求> ・高齢化・デジタル化の進展に伴い新たに必要となる規律等の検討・設計等のための体制整備のため、令和6年度定員要求において2名（課長補佐級1名、係長級1名）の増員を要求 ・行政による経済的不利益賦課制度及び財産の隠匿・散逸防止策の体制強化のため1名（課長補佐級）の時限延長を要求 <制度改正等> ・第208回国会で成立した「消費者契約法及び消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の一部を改正する法律」及び関係政府令が、令和5年6月1日及び同年10月1日に施行された。また、当該改正法施行に伴うガイドライン等の整備を行った。 ・第208回国会で成立した、消費者裁判手続特例法の一部の改正内容を含む「民事訴訟法等の一部を改正する法律」の一部が、令和6年3月1日に施行された。 ・第208回国会における「消費者契約法及び消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の一部を改正する法律案」に対する附帯決議を踏まえ開催した「消費者法の現状を検証し将来の在り方を考える有識者懇談会」の議論の整理を令和5年7月に取りまとめて公表し、同年11月に消費者委員会へ更なる具体的な検討を求める諮問を行った。 ・同附帯決議を踏まえ、令和5年に「キャンセル料に関する消費者の意識調査」を行ったほか、同年12月から「解約料の実態に関する研究会」を開催し、解約料の実態等についての検討を開始した。 ・第211回国会で成立した「デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律(デジタル規制改革推進の一括法)」の施行準備として内閣府令の改正を行った。 ・第211回国会で、消費者裁判手続特例法の一部の改正内容を含む「民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」が成立した。 ・適格消費者団体3団体を新規認定、4団体を更新認定した。特定適格消費者団体1団体を更新認定した。消費者団体訴訟等支援法人1団体を新規認定した。
--	--	--	--

3	【施策（3）】 消費者に対する教育・普及啓発の企画・立案・推進	引き続き 推進	<予算要求> ・消費者に対する教育・普及啓発の企画・立案・推進経費として、令和6年度概算要求（167百万円）を行った（令和5年度予算額：138百万円、令和6年度予算案額：152百万円）。 ・食品ロス削減に繋がる食品寄附を促進するため、令和5年度第1次補正予算において100百万円措置 <機構・定員要求> ・食品ロス削減のための体制強化のため、令和6年度定員要求において2名（補佐級、係長級）の増員を要求
4	【施策（4）】 地方消費者行政の推進	引き続き 推進	<予算要求> ・地方消費者行政の推進に必要な経費として、令和6年度概算要求（3,116百万円）を行った（令和5年度予算額：2,093百万円、令和6年度予算案額：1,956百万円）。 ・復興特別会計において、地方消費者行政推進に必要な経費として、令和6年度概算要求（229百万円）を行った（令和5年度予算額：244百万円、令和6年度予算案額：219百万円）。 ・令和5年度第1次補正予算において、「地方消費者行政強化交付金」を1,500百万円措置 <機構・定員要求> ・消費生活相談の体制再構築に関する広域連携の充実・強化を図るため、令和6年度定員要求において2名（補佐級、係長級）の増員を要求 ・消費生活相談全体のデジタル化推進に関する事務を遂行するため2名（係長級）の見直し期限の解除を要求
5	【施策（5）】 消費者の安全確保のための施策の推進	引き続き 推進	<予算要求> ・消費者安全法等に基づき集約される生命・身体に係る消費者事故等への対応を継続的に推進するため、令和6年度概算要求（89百万円）を行った（令和5年度予算額：87百万円、令和6年度予算案額：87百万円）。 ・消費者に対して食品中の放射性物質等に関する正確な情報提供を行い、消費者の理解の増進を図る施策を推進するため、令和6年度概算要求（110百万円）を行った（令和5年度予算額：71百万円、令和6年度予算案額：70百万円）。また、令和5年度第1次補正予算において、「ALPS処理水の海洋放出に伴う風評被害の抑制に向けた科学的な情報の発信」として、93百万円を措置 ・消費者安全調査委員会による事故等原因調査等の実施のため、令和6年度概算要求（85百万円）を行った（令和5年度予算額：83百万円、令和6年度予算案額：85百万円）。

			<機構・定員要求> ・日本版「製品安全誓約」の実効性確保のため、令和6年度定員要求において課長補佐級1名の増員を要求 ・食品衛生基準行政の機能強化に資する業務の企画調整のため、令和6年度機構要求において室長級1名の新設を要求 ・食品に関する規格基準等のリスクコミュニケーションの強化に資する体制整備のため、係長級1名の増員を要求
6	【施策（6）】 消費者取引対策の推進	引き続き推進	<予算要求> ・特定商取引に関する法律（以下「特定商取引法」という。）の厳正な執行等を行うため、令和6年度概算要求（252百万円）を行った（令和5年度予算額：231百万円、令和6年度予算案額：219百万円）。 ・社会のデジタル化によって変容している商取引の形態や手法等の実態調査等に向けた必要な経費として、令和5年度第1次補正予算において、「デジタル社会における消費者取引対策等の関係経費」を35百万円措置 <機構・定員要求> ・外国執行当局との連携強化のため、令和6年度定員要求において補佐級1名の増員を要求 ・インターネットを通じた通信販売に対する調査の強化のため、令和6年度定員要求において係長級1名の増員を要求 <制度改正> ・高齢化の進展を始めとした社会経済情勢の変化等に対応して、消費者の財産に対する被害の防止及びその回復の促進を図るため、特定商取引法、預託法及び消費者裁判手続特例法の改正を行う「消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律」が令和3年6月に公布されたことを踏まえ、同法の未施行部分に係る政省令等を整備し、令和5年6月1日に施行された。
7	【施策（7）】 消費者表示対策の推進	引き続き推進	<予算要求> ・不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」という。）の厳正な執行等を行うため、令和6年度概算要求（242百万円）を行った（令和5年度予算額：201百万円、令和6年度予算案額：200百万円）。 <機構要求・定員要求>

			・令和5年5月に成立、公布された改正景品表示法により、事業者の自主的な取組の促進を通じて景品表示法違反被疑行為を早期かつ確実に是正させることを目的として導入された確約制度を運用するため、令和6年度機構要求で、上席景品・表示調査官（確約担当）の新設を要求 ・確約制度の導入に係る体制整備、景品表示法違反の未然防止活動のための体制整備及び同法の端緒処理業務に係る体制整備のため、令和6年度定員要求で、表示対策課に8名（課長補佐級4名、係長級4名）の増員及び1名（景品・表示調査官）の時限延長を要求 <制度改正> ・広告主が自らの広告であることを隠したまま広告を出稿するなどのステルスマーケティングについて、景品表示法第5条第3号に基づき「一般消費者が事業者の表示であることを判別することが困難である表示」として新たに不当表示として、令和5年3月28日に告示による指定を行った。本告示は、令和5年10月1日から施行された。 ・第211回通常国会において、確約手続の導入、課徴金制度の見直しなどを内容とする「景品表示法の一部を改正する法律」が成立した（令和5年5月10日成立、同月17日公布）。本改正法は、一部の規定を除き公布日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行されることとされており、現在、本改正法の円滑な施行に向けて、政令や内閣府令、運用基準等、所要の整備を進めている。
8	【施策（8）】 食品表示の企画・立案・推進	引き続き推進	<予算要求> ・食品表示対策の推進のため、令和6年度概算要求（302百万円）を行った（令和5年度予算額：225百万円、令和6年度予算案額：221百万円）。 ・食物アレルギー表示制度の検証の推進のため、令和5年度第1次補正予算において65百万円措置 <機構・定員要求> ・特定保健用食品に係る体制強化のため、令和6年度定員要求において2名（課長補佐級1名、係長級1名）の増員を要求 ・食品添加物表示に係る体制強化のため、令和6年度定員要求において2名（課長補佐級1名、係長級1名）の増員を要求 ・機能性表示食品制度の企画立案業務を適正に行うため、令和6年度定員要求において1名（係長級）の時限延長を要求

			<制度改正> ・特別用途食品制度について、令和5年5月に「特別用途食品の表示許可等について」（令和元年9月9日消食表第296号消費者庁次長通知）の一部を改正し、特別用途食品の許可基準型病者用食品に「経口補水液」の区分を新設した。 ・機能性表示食品制度について、表示の裏付けとなる科学的根拠の質の向上等を目的とし、令和5年9月に「機能性表示食品の届出等に関するガイドライン」（平成27年3月30日消食表第141号消費者庁食品表示企画課長通知）の一部を改正し、機能性の科学的根拠の一つとなるシステムティックレビュー（研究レビュー）の記載については、システムティックレビュー方向のための国際指針である P R I S M A 声明（2020年）に準拠することを原則とした。 ・食物アレルギー表示について、令和5年6月に開催された「食物アレルギー表示に関するアドバイザー会議」での意見を踏まえ、「特定原材料に準ずるもの」の追加・削除の考え方を整理した。それを踏まえ、令和6年3月に「食品表示基準について」（平成27年3月30日消食表第139号消費者庁次長通知）の一部を改正し、「特定原材料に準ずるもの」について、マカダミアナッツの追加、まつたけの削除を行った。
9	【施策（9）】 消費者政策の推進に関する調査研究・国際連携	引き続き推進	<予算要求> ・消費者政策の推進に関する調査・分析の実施のため、令和6年度概算要求（69 百万円）を行った（令和5年度予算額：75 百万円、令和6年度予算案額：70 百万円）。 ・消費者行政の国際的な連携を推進するため、令和6年度概算要求（157 百万円）を行った（令和5年度予算額：107 百万円、令和6年度予算案額：130 百万円）。 <機構・定員要求> ・二国間・地域間協力に係る体制強化のため、令和6年度定員要求において2名（課長補佐級1名、係長級1名）の増員を要求
10	【施策（10）】 事業者との協働に関する企画・立案・推進	引き続き推進	<予算要求> ・物価対策の推進のため、令和6年度概算要求（52百万円）を行った（令和5年度予算額：34百万円、令和6年度予算案額：34百万円）。 ・公益通報者保護の推進のため、令和6年度概算要求（90百万円）を行った（令和5年度予算額：102百万円、令和6年度予算案額：91百万円）。また、令和5年度第1次補正予算において、「公益通報者保護制度の周知・啓発」として、88百万円を措置

			・消費者志向経営の推進のため、令和6年度概算要求36百万円）を行った（令和5年度予算額：20百万円、令和6年度予算案額：20百万円）。 <機構・定員要求> ・物価関連業務に係る体制強化のため、定員要求において、2名（課長補佐級1名、係長級1名）の増員を要求
--	--	--	---